Interactive Training in Communication - Japan

ITC-J

カウンスル No.7 会則



[附記]

International Training in Communication(インターナショナル トレーニング インコミュニケーション 略称 ITC) は、2017 年 7 月開催の世界大会において、ITC 国際役員会提出の「ITC を解散する」旨の決議案を採択し、解散した。

これに先立ち、ITC 日本リージョン第 35 期年次大会において「ITC 国際役員会が提出した 決議案の結果の如何に拘わらず日本リージョンはこの組織を継続する」旨の役員会勧告が 採択され、2017 年 8 月 1 日、新組織の発足に至った。

<註記>

組織の名称: Interactive Training in Communication-Japan

(インタラクティブ トレーニング イン コミュニケーションージャパン 略称 ITC-J)とする。(2018 年 1 月 1 日より有効)

組織の年数:期については、ITCの経過年数を加味し、これを継続するものとする。

以上

Interactive Training in Communication-Japan

会則および細則

目 次

第	1条	名称	•	•	•	•	•	•	•	•	•	Р	1
第	2条	目的	•	•	•	•	•	•	•	•	•	P	1
第	3条	会員	•	•	•	•	•	•	•	•	•	P	1
第	4条	カウンスルの創設	ĭ,	再	設	定	`	解	体	•	•	P	1
第	5条	会計年度と財務	•	•	•	•	•	•	•	•	•	P	1
第	6条	選出役員	•	•	•	•	•	•	•	•	•	P	1
第	7条	指名と選挙	•	•	•	•	•	•	•	•	•	P	3
第	8条	任命役員	•	•	•	•	•	•	•	•	•	P	4
第	9条	コミュニケーション	リエ	ゾ	ン	オ	フ	イサ	ナー	-(C	LO)	P	4
第	10条	会合と投票および	が定	足	数		•	•	•	•	•	• P	4
第	11条	役員会	•	•	•	•	•	•	•	•	•	P	5
第	12条	委員会とその任務	安	•	•	•	•	•	•	•	•	P	5
第	13条	議事運営法の典拠	几	•	•	•	•	•	•	•	•	P	7
第	14条	会則と細則・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	P	7
細	則		•	•	•	•	•	•	•	•	•	P	8

Interactive Training in Communication-Japan

インタラクティブ トレーニング イン コミュニケーション・ジャパン

カウンスル No.7 会則

第 1 条

1. 名称

このカウンスルは インタラクティブ トレーニング イン コミュニケーション - ジャパン (略称 ITC-J とする) に所属し、カウンスル No.7 と称する。

第 2 条

- 2. 目的
- 2.1. クラブと ITC-J 役員会の仲介となり、ITC-J の枠組みを支えること。
- 2.2. 質の高い訓練を促進し、指導力を養成すること。

第 3 条

3. 会員

このカウンスルは、所属するクラブの会員により構成される。

第 4 条

4. カウンスルの創設、再設定、解体

このカウンスルは、ITC-J役員会とともに、カウンスルの創設、再設定、解体を調整する。その場合、ITC-J役員会より最終的な承認を与えられる。

関係するカウンスル役員会は最終決定の前にカウンスル内のクラブと協議し、 2/3 の賛成を得ておく。

第 5 条

- 5. 会計年度と財務
- **5.1.** 会計年度 このカウンスルの会計年度は、8月1日から翌年の7月31日まで とする。
- 5.2. 独立会計 このカウンスルは独立会計とする。
- 5.3. 年会費 このカウンスルの年会費は、細則に定められた額とし、返金も譲渡もできない。8月1日又はそれ以前に支払われるものとする。但し期の途中でカウンスルを移動する場合はITC-J会則15.5.4.に従う。
- 5.4. 登録費 カウンスル会合の登録費は予算に計上されたとおりとする。
- 5.5. 経費 役員、委員会の経費、カウンスルスピーチコンテスト優勝者費用 は予算で定められ、項目別経費明細書の提出をもって会計から支払われる。

第 6 条

- 6. 選出役員
- 6.1. 選出役員
- 6.1.1. カウンスルの役員は、会長、第一副会長、第二副会長、書記、会計とする。
- 6.1.2. 役員はその任期中、クラブ正会員の資格を保持する。
- 6.1.3. 役員はその任期中、ITC-J選出役員を兼任できない。
- 6.1.4. カウンスルの選出役員はカウンスル会合で投票権を有しない。ただしカウンスル役員はその所属するクラブの他の会員が誰もカウンスル会合に出席していなくて、かつそのクラブがその役員にカウンスルへの派遣員としての任務 遂行を認可した場合は投票権を有する。
- 6.1.5. カウンスルの選出役員は、カウンスルの役職の任期中、クラブの選出役員を兼任することができる。
- 6.2. 資格
- 6.2.1. すべての役員は:
 - 6.2.1.a. カウンスルに所属する有資格クラブの正会員であること。
 - 6.2.1.b. クラブの選出役員を経験した者であること。
 - 6.2.1.c. 所属クラブから推薦を受けていること。
 - 6.2.1.d. カウンスル会合と役員会に出席できること。
- 6.2.2. カウンスル会長候補者は、カウンスルの選出役員を最低 1 度は経験した者であること。
- 6.3. 選出役員の任務
- 6.3.1. 会長は:
 - 6.3.1.a. カウンスル内のクラブを援助する。
 - 6.3.1.b. 議事会議と教育プログラムを行うのに必要な時間を考慮して、カウンスル 会合を準備する。
 - 6.3.1.c. すべてのカウンスル会合および役員会の議長を務める。
 - 6.3.1.d. カウンスル役員会の承認を得て、常任委員会の委員長、委員および議会法規役員、編集者およびコミュニケーション リエゾン オフィサー(CLO)を任命する。
 - 6.3.1.e. 役員会の承認を得て、必要に応じて特別委員会を設置する。
 - 6.3.1.f. 指名委員会以外のすべての委員会の職権上の委員を務める。
 - 6.3.1.g. カウンスルが負担すべき経費支払いのために発行するすべての請求書に 会計と連署する。
 - 6.3.1.h. クラブ役員および委員会のための年次運営研修会を準備する。
 - 6.3.1.i. カウンスル会報発行の監督をする。
 - 6.3.1.j. カウンスル活動の全般的な監督をする。
- 6.3.2. 第一副会長は:
 - 6.3.2.a. 会長が欠席、または要請があった場合には議長を務める。
 - 6.3.2.b. プログラム・教育委員会の委員長を務める。
- 6.3.3. 第二副会長は:
 - 6.3.3.a. 会員委員会の委員長を務める。

- 6.3.3.b. カウンスル役員会の承認を得て、会長から委任された委員会の委員長を務める。
- 6.3.4. 書記は:
 - 6.3.4.a. カウンスル会合と役員会の議事録を作成する。
 - 6.3.4.b. 議事録の草稿を会長と議会法規役員に提出する。
 - 6.3.4.c. 会合議事録の写しをカウンスルへの派遣員に14日以内に提出する。
 - 6.3.4.d. 会長又はカウンスル役員会の指示に従い通信事務を行う。
 - 6.3.4.e. クラブ役員名簿を保持する。
 - 6.3.4.f. カウンスルの公的記録となる役員会報告書を最終会合のために編集する。
- 6.3.5. 会計は:
 - 6.3.5.a. 会費その他の費用を徴収し、カウンスル名義の口座に預ける。
 - 6.3.5.b. すべての収入および支出を記録する。
 - 6.3.5.c. カウンスルへの派遣員によって承認されたカウンスルの経費支払いのため会長の連署を得て支払いを行う。
 - 6.3.5.d. 会費未納のクラブに滞納通知を出し、必要ならばその後も通達する。
 - 6.3.5.e. カウンスル会合ごとに会計報告書を準備する。
 - 6.3.5.f. 会計年度末に、又はカウンスル役員会の要請があった場合は、会計監査の ため帳簿と財務報告書を提出する。
 - 6.3.5.g. 予算・財務委員会の職権上の委員を務める。
- 6.4. 一般的任務
- 6.4.1. 各役員は必要に応じてその他の任務を行う。
- 6.4.2. 各役員は年間報告書を作成する。
- 6.4.3. 各役員の永久保存用記録は、新会長の指示の下で8月1日までに後任者に引き渡す。

第 7 条

- 7. 指名と選挙
- 7.1. 指名 指名委員会は:
- 7.1.1. 各々異なった有資格クラブに所属する 3 名の正会員によって構成され、第 1 回カウンスル会合において選出される。選出方法は細則に定めるところによる。
- 7.1.2. カウンスルの役職に対し、所属クラブからの推薦指名を要請する。委員会は資格のある会員を役職の候補として積極的に探すことができる。
- 7.1.3. 候補者の役職への資格と必要条件を確かめる。
- 7.1.4. 各々の候補者から、もし選出された場合には受理する旨の承諾書を得ておく。
- 7.1.5. 候補者名と資格を載せた書面のリストを選挙の 40 日前までに所属クラブに 提出する。
- 7.2. 会場からの指名 会場からの指名は、カウンスルへの派遣員によって行う ことができる。ただし候補者が役職の条件に適合し、かつ就任承諾書を提出し ている場合に限る。
- 7.3. 選挙

- 7.3.1. 役員選挙は、ITC-J年次大会に先立つカウンスル会合で行う。役員就任式は最終会合において行う。
- 7.3.2. 選挙は無記名投票によって行われるが、候補者が 1 つの役職に 1 名しかない 場合は口頭による採決で行ってもよい。
- 7.3.3. 役員はすべて投票数の過半数を得て当選とする。得票数が過半数に満たない場合は得票数の最も少ない候補者を除き、投票は過半数を獲得する候補者がでるまで続けられる。
- 7.4. 任期
- 7.4.1. 役員の任期は、会計年度と合致する 1 年間とする。あるいは後任者が就任するまでを任期として選出される。又は辞任、死去あるいはカウンスル役員会の決定により退任するまでとする。
- 7.4.2. 役員は任期中クラブの正会員でなければならない。
- 7.4.3. 役員は連続した 2 期目の役職にも指名および選出されることができる。 いずれの選出役員も同一役職に連続して 2 期を越えて就任することはできな い。
- 7.4.4. 6ヶ月未満の任期を務めた役員は同一役職に再選されることができる。
- 7.5. 欠員 カウンスル会長が欠員になった場合は第一副会長が会長に就任する。 他の役員の欠員はカウンスル役員会の 2/3 の表決により選出され、次のカウン スル会合で追認を得る。

第 8 条

- 8. 任命役員
- 8.1. カウンスルの任命役員は、議会法規役員および編集者とする。
- 8.2. 任命役員の任務
- 8.2.1. 議会法規役員は:
 - 8.2.1.a. 要請に応じて議事運営手順に関して会長および会員に助言する。
 - 8.2.1.b. カウンスル役員会からの要請があればカウンスル役員会に出席する。
 - 8.2.1.c. カウンスル議事会議に出席する。
- 8.2.2. 編集者は会長の監督の下でカウンスル会報を編集する。
- 8.2.3. 一般的任務
 - 8.2.3.a. 各役員は必要に応じてその他の任務を行う。
 - 8.2.3.b. 各役員は年間報告書を作成する。
 - 8.2.3.c. 各役員の永久保存用記録は、新会長の指示の下で8月1日までに後任者 に引き渡す。

第 9 条

9. コミュニケーション リエゾン オフィサー (CLO) は: ITC-J、カウンスルおよびクラブ間のコミュニケーションを広める責任を有する。

第 10 条

- 10. 会合と投票及び定足数
- 10.1. 会合
- 10.1.1. 会合の回数は、カウンスルへの派遣員の決定による。
- 10.1.2. カウンスル会合は細則に定めるところとする。年度の最終会合は年次会合と する。
- 10.2. 会合の目的 カウンスル会合の目的は:
- 10.2.1. カウンスルの議事を行う。
- 10.2.2. カウンスル役員及び常任委員会からの報告を受ける。
- 10.2.3. 口頭及び文書によるコミュニケーション、指導力の養成、組織運営の技術につ いての教育を行う。
- 10.2.4. 役員を選出する。
- 10.2.5. カウンスルのスピーチコンテストを開催する。
- 10.2.6. クラブの役員と委員会のための運営研修会を行う。
- 10.3. 投票
- 10.3.1. 有資格の各所属クラブは、カウンスルへの派遣員、派遣員が欠席の場合には権 限を与えられた代理人に、1票の投票権が与えられる。
- 10.3.2. いかなる会員も 1 つ以上のクラブの派遣員又は代理人を務めることはできな V1
- 10.3.3. カウンスルへの派遣員(代理人を含む)に限り、動議の提出、会場からの指名、 あるいは投票の権利を有する。ただし、発言権は全所属会員に与えられる。
- このカウンスルの定足数は所属する有資格クラブの過半数とする。 議事を通信で行う場合、定足数は所属する有資格クラブの 2/3 とする。

第 11 条

- 11. 役員会
- 11.1. 構成 役員会は選出役員により構成される。
- 役員会会合は会長の招集によって開催される。万一会長が招集しな 11.2. 会合 い場合でも、2名以上の役員によって役員会を招集することができる。それら は出席役員会でも、通信連絡役員会でもよい。
- 11.3. 権限 カウンスル会合から次の会合までの間に処理の必要な事務事項が生 じた場合は、出席役員会あるいは、通信連絡役員会で処理することができる。 ただしカウンスルへの派遣員の追認を得る。
- 11.4. 定足数 役員会は出席役員会の場合も通信連絡役員会の場合も過半数をも って定足数とする。

第 12 条

- 12. 委員会とその任務
- 12.1. 常任委員会 カウンスルの常任委員会は:
 - 1. 会計監査
- 2. 予算·財務
- 3. 会則・決議
- 4. 会員(広報・増設を含む)
- 5. プログラム・教育 6. スピーチコンテスト

- 12.2. 常任委員会の任務
- 12.2.1. 会計監査委員会は:
 - 12.2.1.a. 会計年度末に、又はカウンスルあるいはカウンスル役員会の要請のあったときに会計帳簿の監査を行う。
 - 12.2.1.b. 監査終了後、カウンスル役員会に文書による報告と財務報告書を提出する。
- 12.2.2. 予算・財務委員会は:
 - 12.2.2.a. 年度初めに予算案をたて、カウンスル役員会にそれを提出する。
 - 12.2.2.b. 年度半ばで予算を見直し、必要があれば修正を勧告する。
- 12.2.3. 会則・決議委員会は:
 - 12.2.3.a. ITC-J 年次大会で採択された結果生ずる必須の変更をカウンスル会則 に加える。
 - 12.2.3.b. 有資格所属クラブ、カウンスル常任委員会及びカウンスル役員会に決議案とカウンスル会則及び細則に対する修正案を会合の 60 日前までに提出するよう要請し受領する。
 - 12.2.3.c. 同様の決議案、修正案を調整する。
 - 12.2.3.d. 調整されたすべての決議案と修正案を、カウンスル役員会及び所属クラブに対して投票が行われるカウンスル会合の 40 日前までに提出する。
 - 12.2.3.e. 提議されたすべての決議案と修正案を、予告した後カウンスル会合に提出する。
 - 12.2.3.f. カウンスル役員会と議会法規役員とともに採択された変更を確認し、会 則と細則を修正されたとおりに編集する。
 - 12.2.3.g. 意図を反映させるために必要な場合、意味を変更する結果にならなければ、条項および項目の表記、句読点および参照をなおし、その他適応させるための校正上の変更をする権限が与えられる。
- 12.2.4. 会員 (広報・増設を含む) 委員会は:
 - 12.2.4.a. クラブ会員の正確な記録を保持する。
 - 12.2.4.b. カウンスル内の広報、増設、会員の各活動の開発、促進、調整を管理する。
- 12.2.5. プログラム・教育委員会は:
 - 12.2.5.a. カウンスル会合における教育的なプログラムを計画し実行する。
 - 12.2.5.b. カウンスル役員会の承認を得て、クラブ運営研修会を実行する。
- 12.2.6. スピーチコンテスト委員会は:

ITC-Jスピーチコンテスト規則に従って、カウンスルのスピーチコンテストを行う。

- 12.2.7. 一般的任務
 - 12.2.7.a. 各委員会委員長は年間報告書を作成する。
 - 12.2.7.b. 各委員会の永久保存用記録は、新会長の指示のもとに 8 月 1 日までに後任者に引き渡す。
- 12.3. その他の委員会 カウンスル役員会は必要に応じてその他の委員会を設け、 カウンスルに必要な任務を割り当てる。

第 13 条

13. 議事運営法の典拠

本会則と ITC-J 会則に明記されていない手順および議事法上のすべての疑問については、ロバート議事規則新改訂版(最新版)が適用される。

第 14 条

- 14. 会則と細則
- 14.1. 採択 このカウンスルは ITC-J の会則と細則に矛盾しない独自の会則と細則を採択し、それによって運営される。
- 14.2. 会則の修正 会則は、会合において 2/3 の表決で、又は郵便においてはすべての所属する有資格クラブの 2/3 の賛成投票があれば修正することができる。すべての修正案は投票日の少なくとも 40 日前までに所属するクラブに文書で提出されなければならない。特に明記されない限り、採択された修正案はすべて8月1日から有効となる。細則の修正は細則に記載する。
- 14.3. 自動修正 ITC-J 会則が修正され、それに対応して本会則の修正が必要な場合、あるいはITC-J 会則と矛盾が生じた場合は、本会則はITC-J 年次大会の投票により採択された修正に従って、自動的に修正される。
- 14.4. 緊急条項 会合と会合の間で決定が必要である場合、あるいは会合が開催されない場合の緊急時に、電子メールまたは郵便による投票で、修正案の表決を行うことができる。この場合修正案はそれが有効となる日付の 40 日前までに、全所属クラブの会長の最終記録の住所または CLO の最終メールアドレス宛に送られる。その議題は有資格クラブから受け取った総回答数の2/3 の賛成によって採択される。

採択日 2018年6月26日

2018年7月1日 自動修正

細則

- 1. 会合
- 1.1. カウンスル会合は日本語で行われる。
- 1.2. カウンスル会合の経費は登録費をもって運営する。ただし役員会の承認があれば、通常会計より補助を受けることができる。
- 2. 会費
- 2.1. カウンスル年会費は、一人につき 4,000 円 (会報誌代を含む) とする。8 月 1 日までに各クラブ会計を通じて納めるものとする。
- 2.2. 新入会員は、カウンスルに入会の申請をする月から、10 ヶ月割で計算した金額を支払う。ただし、7月、8月に入会する場合には、9月からの会費を支払うものとする。
- 3. 交通費
- 3.1. カウンスル役員の交通費は最低往復旅費を予算通りに支払うものとする。
- 3.2. 委員会活動の交通費については、予算に応じて補助することができる。
- 3.3. ITC-J 年次大会スピーチコンテストに出場するカウンスルスピーチコンテスト代表者には交通費を援助する。
- 4. 最終会合後の経費支払い 役員会の承認のもとに支払うものとする。
- 5. 指名委員の選出 得票数が過半数に達していない場合でも、相対多数を得たものとして上位 3 名を当選とする。
- 6. 細則の修正

前もって提示のない場合はカウンスル会合において 2/3 の承認が必要であり、前もって提示された場合には過半数で可決されるものとする。

採択日 2018年6月26日